



*Il Commissario Generale  
per Expo 2025 Osaka*

**EXPO 2025 大阪・関西万博 イタリア館を構成する動産の取得に関する公開告知**

\*\*\*

イタリアの Expo 2025 Osaka におけるセクション総合コミッショナー（以下「コミッショナー」）は、イタリア館の実現に付与された制度上の任務を踏まえ、2017年11月2日付け外務省令第192号「2016年4月18日付け法令第50号第1条第7項に基づき、国外において実施される契約の締結と契約履行に関する選定手続を規律する一般指針を定める規則」およびその後の改正に基づき、Expo 2025 Osaka のイタリア館を構成する構造物、設備、各種技術、内部および外部の仕上げ工事（添付一覧〈別添1〉記載）の取得に関する提案の提出を希望する、すべての公的・民間の経済事業者に対し、申出を招請する。

提出される取得提案には、以下の事項を明示しなければならない：

- 別添1に記載された対象物の中で取得を希望する財の特定。
- 各財に対して提示する購入金額。

取得提案は署名のうえ、2025年12月5日までに、以下のいずれかのアドレス宛に送付するものとする。PEC [expooosaka.amministrazione@cert.esteri.it](mailto:expooosaka.amministrazione@cert.esteri.it)あるいは、MAIL : [exposoaka.amm@esteri.it](mailto:exposoaka.amm@esteri.it)その際、以下の書類を添付すること：

- (i) 公的機関との契約締結に支障となる理由の不存在に関する特定様式（別添2）、記入および署名済みのもの。なお、複数の主体による共同提案の場合、各経済事業者が同様式を個別に記入・署名すること。
- (ii) 署名者の有効な身分証明書の写し。

本手続に参加することにより、コミッショナーは、提案者が提出した申述の真実性、特に参加資格要件の保有に関する内容を、所管当局に対して必要な確認を行う権限を有する。

コミッショナーは、現行のプライバシー関連規定に基づき、提案者の商業的・工業的な専有権を保護する観点から、最大限の秘密保持を保証する。

提出された提案はコミッショナーにより審査され、選定された経済事業者とともに取得に関する条件、方法、条項について交渉を行い、その後、正式な契約の締結に進むものとする。

提案はコミッショナーに対して拘束力を持つものではなく、コミッショナーはその関心度および妥当性を評価し、複数の競合する提案がある場合には、全体または一部について最も判断した提案を自由に選択する権利を留保する。



*Il Commissario Generale  
per Expo 2025 Osaka*

本告知、提案提出方法、財の性質および状態に関する照会、ならびに利用可能な資料の閲覧希望に関する問い合わせは、以下宛てに、2025年12月4日までに送付することができる。PEC : [expoosaka.amministrazione@cert.esteri.it](mailto:expoosaka.amministrazione@cert.esteri.it) MAIL : [exposaka.amm@esteri.it](mailto:exposaka.amm@esteri.it) 電話 : (+81) 06-4400-8090

添付書類 :

1. 利用可能な財のカテゴリー一覧。
2. 自己申告書。

ローマ／大阪、2025年10月20日

総合コミッショナー  
大使マリオ・アンドレア・ヴァッターニ